

港北区共募発第17号
令和3年7月20日

自治会・連合町内会長 各位

共同募金会港北区支会
支会長 高橋 静明

「共同募金港北区だより」の全戸配布について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から共同募金運動につきまして、格別のご配慮及びご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も10月1日からの共同募金運動実施にあたり、広く区民の皆様に周知を図るため、自治会町内会を通じて「共同募金港北区だより」の全戸配布を行いたいと存じます。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮に存じますが、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。今年度は新型コロナウイルスの感染のリスクも考慮し、できる範囲でのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 「共同募金港北区だより」の概要

(1) 体裁 A4版両面2色刷 1枚

※参考資料 令和2年度「共同募金2020 港北区だより」

(2) 内容 令和2年度共同募金実績及び配分実績
令和3年度共同募金運動への協力依頼

2. 送付時期

令和3年8月下旬（「広報よこはま港北区版」9月号と同時期）

3. 送付方法

配送業者から、各自治会町内会の広報配布責任者様あて直接送付します。

4. 配送手数料

1部につき2円をお願いいたします。

（募金活動終了後、共同募金事務費とあわせて連合単位にて送金します。）

【お問い合わせ】

共同募金港北区支会

（横浜市港北区社会福祉協議会内）

担当：藤原・中村

電話：045-547-2324

FAX：045-531-9561



神奈川県共同募金会横浜市港北区支会
〒222-0032港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206
横浜市港北区社会福祉協議会内
TEL.045(547)2324 FAX.045(531)9561

港北区だより

あたたかいご支援ありがとうございました。昨年、皆さまからお寄せいただいた寄付金は下記のとおり配分され、地域福祉活動に役立てられました。

皆さまからお寄せいただいた寄付金総額

44,328,194円

寄付金は赤い羽根募金と年末たすけあい募金を合計した金額です。
赤い羽根募金…20,352,790円 + 年末たすけあい募金…23,975,404円

共同募金PR大使
野毛山動物園の
フンボルトペンギン
「アポロ」

赤い羽根募金のつかいみち

配分総額 **20,352,790円**

- ◎社会福祉施設・団体 **3,170,000円**
 - 就労継続支援B型事業所
 - 区内在宅福祉サービス団体
 - 移動サービス団体
- ◎区社会福祉協議会事業 **6,460,359円**
 - 広報啓発事業
 - 港北区地域福祉保健計画「ひとつプラン港北」
 - 生活支援体制整備事業
 - 社会福祉団体事業助成事業など
- ◎県内の社会福祉団体 **10,722,431円**
 - 災害ボランティアセンターの運営資金（災害準備金）としても活用されます

年末たすけあい募金のつかいみち

配分総額 **23,975,404円**

- ◎区内要援護者世帯 **2,413,000円**
 - 知的・肢体不自由児者、ひとり親世帯、高齢者、生活困難世帯など
- ◎社会福祉施設 **840,000円**
 - 障がい者・地域作業所、地域活動ホーム、グループホーム、学童保育、小規模通所授産施設、その他福祉施設
- ◎区内の社会福祉団体 **19,068,409円**
 - 障がい児訓練会、当事者団体、地域ミニデイサービス、会食・配食サービス、送迎サービス、地域支援ボランティア、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、老人クラブなど
- ◎区社会福祉協議会の事業費 **1,653,995円**
 - 募金活動資材購入、社会福祉団体助成事業など

ありがとう！

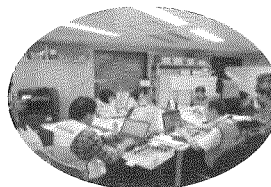
めぐみ保育園 (所在地:新吉田東)

共同募金配分金を費用の一部にご活用いただき、園庭などに日除けを設置されました！

年々夏季の屋外の環境は厳しくなっています。児童が園庭で遊ぶときの環境、プール・水遊びの環境が、過度の直射日光を避けるという意味で著しく改善されました。あわせて、直射日光を避けることができる場所ができたために、日中の屋外で遊ぶ時間・機会を増やすことができました。本当にありがとうございました。



「神奈川県共同募金会の災害に関する取り組み」



「令和元年台風第19号」により県内の19市町村で災害救助法が適用されたため、県募金会では被災地の社会福祉協議会が中心となって開設した「災害ボランティアセンター」等の運営資金として、川崎市・相模原市・小田原市・箱根町社会福祉協議会に運営資金の交付を行いました。

川崎市災害ボランティアセンターで被災者ニーズの受け付けやボランティア活動の問い合わせに対応するスタッフ

寄付金が配分されるまで



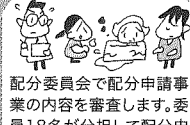
民間福祉団体からの配分申請を受け付けます。

4月中旬～6月末



募金期間中、各方面へ使途計画を公表して、寄付金を募集します。

10月1日～



配分委員会で配分申請事業の内容を審査します。委員18名が分担して配分申請施設の実地調査も行います。

11月～翌年2月末



理事会・評議員会で配分を決定します。理事・評議員は地域の代表・各界の代表で構成されています。

3月中旬



配分決定を受けた福祉団体による、さまざまな福祉活動が展開されます。

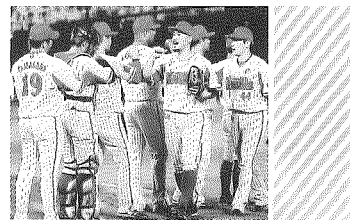
4月～

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。今年も皆さまの力をお願いいたします

令和2年度共同募金運動の全国共通テーマは 「つながりをたやさない社会づくり」です。

新型コロナウイルス感染症の影響は、多くの人たちに支えられている子ども食堂をはじめ、身体介護を必要とする高齢者や障がい児者の施設など、人を支えるすべての福祉分野におよんでいます。さらに、感染拡大を防止するために県域を越えた人的支援が得られず、被災地では地元の方々だけで地道な災害ボランティア活動が行われています。

コロナ禍で人と人との接触する機会が減少したことにより、私たちは日々誰かとつながり、支え合ってきたことの大切さに改めて気づかされました。ことしの共同募金運動は「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、コロナ禍での支援事業や災害支援事業とともに、県内の地域福祉を推進してまいります。



©YDB



©Y.F.M



★横浜DeNAベイスターズ
★横浜F.マリノス
ともに赤い羽根共同募金を
応援しています!

Q 共同募金ってなに?

A 共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では、皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「社会福祉法」で定められています。

Q 共同募金って何に使われるの?

A 募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

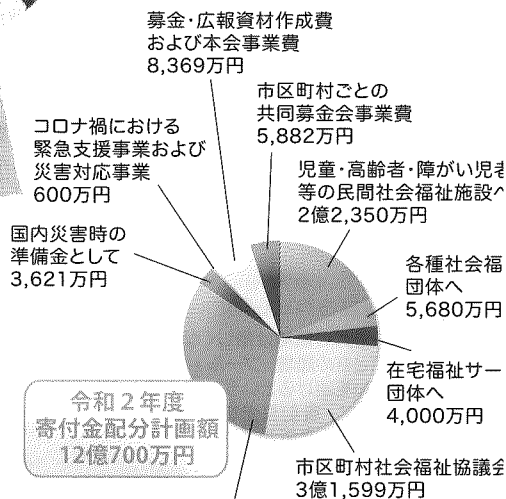
募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、コロナ禍での緊急支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



Q 募金なのに、どうして目標額があるの?

A 地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められているからです。

募金は任意ですが、地域福祉を応援するためにご協力をお願いします。



特制の特典があります!

- 個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- 法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)
- 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanett>
- 社会福祉法人神奈川共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報を適正に取り扱います。●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川共同募金会までご連絡ください。
221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 電話 045-312-6339

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします!
【募集期間】10月1日～3月31日(※)

新型コロナウイルス感染症の社会的な影響を踏まえて、例年の募金期間である10月1日から

「令和2年度の目標額は
12億700万円」

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金

